

入札監理小委員会
第633回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第633回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和3年9月3日（金）14：35～16：51

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 実施要綱（案）の審議

- 防衛省OAネットワーク・システムの運用管理業務
- 情報基盤システムサービス（電子計算機システム一式）
（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）
- 国立研究開発法人情報通信研究機構の情報システム運用業務

3. 事業評価（案）の審議

- 業務基盤システム更新・保守業務（独立行政法人日本学術振興会）

4. 実施要項変更の報告

- 事前旅客情報、外国人個人識別情報システム用プログラム開発及び保守業務
（警察庁）

5. 閉会

<出席者>

（委員）

関野主査、梅木副主査、小尾副主査、大山専門委員、柏木専門委員、宮崎専門委員

（防衛省）

整備計画局 情報通信課 佐々木防衛部員
三品防衛部員
近藤専門官

（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）

総務部 研修情報課 齊藤課長
総務部 財務課 小坂課長

（国立研究開発法人情報通信研究機構）

業務企画部 DX企画推進室 岩爪室長
業務企画部 DX企画推進室 情報システムグループ 岡本無期研究技術員

(独立行政法人日本学術振興会)

経営企画部	情報企画課	田保橋課長
		並木室長
		中山係長
総務部	会計課	瀬川室長
		吉田係長

(警察庁)

情報通信局	情報管理課	川畑課長
		米田課長補佐

(事務局)

長瀬参事官、飯村企画官

○事務局 それでは、ただいまから第633回入札監理小委員会を開催します。

初めに、防衛省中央OAネットワーク・システムの運用管理業務の実施要項（案）について、防衛省整備計画局情報通信課、佐々木防衛部員より御説明をお願いしたいと思います。

○佐々木防衛部員 防衛省の情報通信課の佐々木と申します。

まず、システムの概要を説明させていただき、その後、担当から詳細な説明をさせていただきます。

防衛省中央OAネットワーク・システムは、防衛省の市ヶ谷地区に所在する内局、陸海空の幕僚監部をはじめとする計9機関が共通して利用するシステムであり、端末数が約9,000台、サーバーの台数が約150台に及ぶ大規模なシステムとなっております。これらを利用する期間については、防衛省の中核を担う重要な部署であり、平素から一般的な事務をはじめ、国会対応や各自衛隊との連絡調整などの重要な業務についてシステムを利用して実施しています。よって、そのシステムのサービスデスクや障害対応等を実施する運用管理役務の重要性は非常に高いものと認識しています。

今般、このシステムの更改に合わせて当該役務の契約を予定しておりますが、前期の事業評価を踏まえ、新規参入の促進とともに、良質で適正なサービスの確保といった観点で実施要項を検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

では、細部は担当から説明させていただきたいと思えます。

○三品防衛部員 防衛省情報通信課の三品と申します。よろしくお願いいたします。

細部につきましては、資料番号A-7の補足説明資料をもって説明させていただきます。

まず、事業の概要を説明させていただいた後、実施要項の検討内容について説明させていただきます。

目次は割愛させていただき、2ページ目を御確認ください。

本事業は、防衛省市ヶ谷地区における行政事務の合理化、効率化を図るための基盤的なシステムである防衛省中央OAネットワーク・システムの運用管理を行うものとなります。ここからは、省OAと略させていただきますが、現行省OAは平成28年度から運用し、令和4年3月に次期省OAとして公開する予定となっております。

業務の対象ですが、次期省OAとして、新たに第2センターの新設と防衛研究所のOA機能を吸収し、内局、防研、陸海空の幕僚監部をはじめとする計9機関と、共同の部隊である自衛隊指揮通信システム隊が共通して利用するシステムとなります。

業務対象システムの規模については、サーバーの台数は約150台、端末台数は約9,000台、プリンター類が約1,200台及びネットワーク機器類が約1,300台に及ぶ大規模な府省内LANシステムとなっております。

また、契約期間については、令和4年3月から令和8年2月までの48か月となります。続いて、3ページ目を御覧ください。

省OA運用管理役務の作業内容と、省OAのネットワーク概要を簡単に説明させていただきます。

下の図は、ネットワーク概要を表したもので、点線枠内が省OAの本事業の適用範囲を示しています。省OAの特徴として、セキュリティーの観点から、部内系、部外系を分けるという構成を取っており、部内系はインターネットから隔離された物理ネットワークで、各種行政事務の処理、文書作成及び省内、他省庁との電子メール送受信を行い、部外系は、インターネットを利用したウェブ閲覧、省外との電子メール、送受信等を行う論理ネットワークになります。なお、第2センターは省OAのバックアップサイトであり、本役務においては遠隔運用による管理対象となります。

作業内容は表にまとめておりますが、一般的なシステム運用管理役務同様となっており、サービスデスク、障害管理、問題管理、健康管理、リリース管理、公正管理、保全管理、セキュリティー管理及び役務実施報告を実施いたします。

続きまして、4ページ目を御覧ください。

概要の最後に、確保されるべき対象業務の質を説明いたします。

省OAの継続的かつ安定的なサービスの円滑な提供に資する必要があることから、契約相手方が確保すべき公共サービスの質に関わる月ごとの達成目標を次のとおり定めます。

稼働率につきましては、省OAの運用管理役務を実施しなければならない時間に対して、省OAが正常に稼働している時間を毎月99.9%以上求めることとしております。また、問合せに対する当日中の対応完了率は月平均で70%以上を求めております。省OAは、24時間365日運用しているシステムであり、夜9時以降と土日祝日は役務従事者が用意した防衛省近くの役務事務所で運用管理を実施する体制となっております。したがって、夜9時以降、なかなかすぐに対応できない場合もございますので、当日中の対応完了率は、月平均で70%以上と考えております。

次に、障害管理ですが、障害を検知してから担当職員へ通知するまでの時間は、検知後全て30分以内であり、障害の復旧作業が完了してから担当職員へ通知するまでの時間も、

これも同様に、復旧後全て30分以内に通知することとしております。

アンケート調査結果の平均スコアは75点以上を維持することを考えております。この点数の設定ですが、満点を100点といたしまして、80点をほぼ満足、普通を60点とさせていただいておりますので、役務の質を求める上では、やはり普通だと物足りないという観点から、ほぼ満点に近い75点ということで採用させていただいております。

以上、本事業の概要を御説明いたしました。

次に、5ページ目を御確認ください。

事業の評価を踏まえた対応について御説明いたします。

令和2年11月20日に行われた、平成28年度換装の現行運用役務の事業評価で、委員から御指摘事項3点について、競争性の確保のための対応策を講じました。

まず1点目は、長期準備期間の確保について、一者応札となった要因として、引継ぎ期間が十分ではなかったことが考えられます。事業者に準備期間を十分に与えて、応札でのリスクを低減することが必要と考えられますとの御意見をいただきました。

対応策としましては、本事業の全体的にスケジュールを見直して、現行運用役務のスケジュールより半月程度前倒しで進むように調整いたしました。結果、落札業者との契約締結は令和4年1月上旬頃となり、同年2月末日までの2か月間を現行運用役務事業者からの引継ぎ期間として確保できる見込みとなっております。

続きまして、6ページ目を御覧ください。

2点目は、情報開示の充実について、業務実施内容等の情報公開をしっかりと行うことで、事業者が十分な体制をつくれるようにする必要があるとの御意見をいただきました。対応策としては、調達仕様書に対しての意見招請による業務実施内容の早期開示や、事業者から要望があった資料の開示により、事業が十分な提案体制を構築する期間を確保可能となるような対応といたしました。

具体的には、記載のとおり、意見招請を令和3年6月中旬から7月上旬に実施しまして、結果として、開示要望のあった資料は、現行役務の業務計画書、現行役務の運用実施要領書、現行役務のシステム管理者マニュアルとなります。

3点目は、広報の拡張について、早い時期から広報を行うことで事業者が十分な体制をつくれるようにする必要があるとの御意見をいただきました。対応策としましては、パブリックコメントの実施前から調達仕様書に対する意見招請を実施し、早期から多くの事業者とのコミュニケーションを実施いたしました。

以上、事業の評価を踏まえた対応についての御説明となります。

次に、7ページ目、意見招請への対応について御説明いたします。

事業評価の御指摘による広報の拡張の観点から、令和3年6月に、現行役務事業者を含めた一般事業者8者へ実施要領の意見招請を行いました。

事業者の内訳ですが、次期システム借上意向事業者として4者、前回入札において辞退した事業者2者、新規の事業者として2者となります。いただいた意見の総数は61件となります。うち28件については、実施要領の修正を行いました。意見については、あらかじめ6つの種別に分けて、事業者に意見内容とともに回答いただくこととしておりました。結果、引継ぎの改善で2件、業務内容の網羅性で4件、作業内容の明確化で18件、入札参加資格の緩和で5件、上限の明確化で16件、その他で16件となり、作業範囲の明確化、表現の明確化、合わせて34件に上り、記載内容の不明瞭な点について意見が多く寄せられております。

次に、8ページ目を御確認ください。

事業者からの意見のうち、競争性の改善に関する主な意見を報告させていただきます。

1点目の引継ぎの改善について、引継ぎ期間を最低1か月は確保してほしいとの御意見がございました。対応としては、事業評価の指摘対応のとおり、契約締結を令和4年1月上旬頃として、2月末までの約2か月間を引継ぎ期間として確保したいと考えております。

2点目の事業内容の網羅性について、現行役務で実施している利用者のICカード忘失時の臨時ICカード割当て、パスワード初期化作業を明確化してほしいとの意見がございました。対応としては、要件として明確に定めていなかったため、要件の追加をいたしました。

3点目の作業範囲の明確化について、第2センターの運用を明確化してほしいとの意見がございました。対応としては、記載のとおり、通常は遠隔による運用管理、災害等非常時で官が判断した場合は運用管理を対象外とすることを要件として追加しました。

4点目の入札参加資格の緩和について、情報処理技術者試験に、PMPに相当するプロジェクトマネージャー試験を追加してほしいとの御意見がございました。対応としては、情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャー試験を認め、要件を追加いたしました。

以上が、意見招請の対応についての御説明となります。

次に、9ページ目、パブリックコメントへの対応について御説明いたします。

令和3年7月21日から令和3年8月2日の期間でパブリックコメントを実施いたしま

した。結果、7者より11件の意見をいただき、うち5件は実施要領への反映を行いました。いただいた意見の概要は、記載のとおりとなります。

ここでは、2点ほど読み上げさせていただきます。

番号4、入札に関する意見として、外資系を排除すべきとの御意見について、本件は、総合評価落札方式による一般競争入札を前提としており、外資系は排除しませんので修正なしとしております。なお、意見における安全保障上の懸念については、契約相手方に役員が日本国籍であること、及びセキュリティーを確保することを求めています。

番号6の2番目、資格に関する意見として、マイクロソフト社の資格は体系が更新されたため対応すべきとの御意見について、現在の資格体系が更新されており、実施要領の要件が古いものとなっていたため、修正対応をいたしました。

その他、誤字脱字や表記上の指摘に対して修正を行いました。

最後に、10ページ目、その他の主な対応について御説明いたします。

1点目は、社会情勢の変化への対応についてとなります。

新型コロナウイルスの感染防止対策働き方改革など、今般の社会情勢の変化に対応いたしました。1つ目に、新型コロナウイルス対策として、平日夜間、休日問わず、こちらでちょっと訂正がありまして、ここに「規約相手方」と書いてありますが、これは「契約相手方」の間違いです。大変失礼いたしました。契約相手方が用意する役務事務所での業務を可能とすることを実施要領へ追加し、業務継続するための体制、執務環境を整えることを総合評価基準の加点項目として追加いたしました。

2つ目に、ワークライフバランス等の推進状況として、ワークライフバランス等の推進状況に関する指標を総合評価基準の加点項目として追加いたしました。

3つ目に、マイナンバーカードの促進として、公的個人認証及び電子入札の促進に関する指標を、総合評価基準の加点項目として追加いたしました。

その他2点につきましては、物品管理の効率化として、次期省OAでは物品管理機能を導入いたします。これにより、省OAの機材をバーコード等で管理することが可能となり、管理台帳の更新作業等について効率化を見込んでおります。

簡単ではございますが、当方からの説明は以上で終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について御質問、御意見の

ある委員の方、御発言をお願いいたします。

○宮崎専門委員 御説明ありがとうございました。ちょっと、資料のA-2の141分の11にある(3)役務場所について確認なのですが、平日8時半から21時までには防衛省の指定場所、または契約相手方が用意する役務事務所で、21時以降は相手方が用意する役務事務所で勤務すること。ただし、徒歩30分以内に入構できる場所ということなのですが、そうしますと、何かあったら結局、防衛省の指定する場所に入構することになるんだと思いますが、逆にこの21時以降は、防衛省の指定する場所での執務を認めないというのは、何か理由があるのでしょうか。9時以降のためだけに役務事務所を用意するというのは先方のコスト負担になりますし、参加しづらいようになるのかなと思ったところですが、どういうお考えなのか、お教えいただければと思います。

○三品防衛部員 防衛省の三品と申します。役務場所につきましては、21時以降は防衛省以外の敷地となっておりますが、これにつきましては、実際8時半から21時の間につきましては、我々と同じ執務室の一面のほうでヘルプデスク等の実務を実施しております。21時以降、朝の8時半までにつきましては、実際この部屋には、職員がいない間は施錠をしております、こちら21時以降、8時半まで常に職員がずっといるわけではないので、やはり21時以降は、別の執務室、別の事務室を借りていただきまして、そちらで実務をしていただくということにしております。

○宮崎専門委員 大体内容は理解しました。そうしますと、何かあった場合で30分以内に入構できる場所としていることは、何か不具合があった場合には職員も出勤されて、また執務室内で何か必要な作業をされるという前提があるという理解でよろしいんですか。

○三品防衛部員 おっしゃるとおりでございます。

特にサーバー室等の不具合がありましたらと、当然職員のほうも駆けつけまして、一緒にサーバー室に行って業務を対応するというのも実際起こり得ます。

○宮崎専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○小尾副主査 今回、実際のシステムそのものについては、業者が変わっているというふうにお聞きしていますが、それはよろしいですか。

○佐々木防衛部員 そのとおりでございます。

○小尾副主査 そういうこともあって、今度は逆に新日鉄住金が今回応募してこないということも想定されるわけですが、または第三者についてもですが、システムの受注業者が変わることによって、大きく変わる点、管理をしていく上で大きく変わる点という

のは、今回、ないのでしょか。

○近藤専門官 今回、システムの借り上げ事業者が変更になりますというところで、今回の役務も、新規は、契約相手方が有利というか設備に精通していますので、そういった面で有利になると思われませんが、現行契約相手方も、引き続き事業には携わっていきたいという意欲は引き続き示しておりまして、競争性という点で確保されるものと期待しているところでございます。

○小尾副主査 実際にその管理をするときの仕組みというか、ユーザーインターフェースとかそういうところがもし大きく変わるようであれば、少し注意をしながら、調達の際にはできるだけそこら辺を詳しく説明するとか、現行と違う点、もしそれがあれば、企業説明会等で説明をした上で、皆さん参入してくださいということをお願いするような形をとっていただくようお願いしたいと思います。

○近藤専門官 御指摘ありがとうございます。運用役務を開始する前に、借り上げの契約相手方から引継ぎを受けるようにちゃんとしていますので、ドキュメント等、質をちゃんと確保した上で、引継ぎ項目として運用に支障がないようにしたいと考えております。御指摘ありがとうございました。

○小尾副主査 よろしく申し上げます。

○大山専門委員 稼働率99.9についてちょっとお聞きしたいのですが、最近、99.9以上というのを求めるのが多くて、これは分かるのですが、希望ですからいいのですが、これが可能かどうかということについて、どのように考えられたかをお聞きしたいと思います。

というのは、資料でいうと、A-2の7ページ、そこに稼働率があって、計算の仕方を見ると、1か月稼働予定時間と稼働予定時間は、提供するサービスなので、その中を見ると、例えばメールが入っているのです。ということは、メールは24時間と普通考えられるので、結局はノンストップということが、1か月の稼働予定時間と言えるのか。考えが間違っていたら教えてほしいのですが、そうすると、365日を見たときに、99.9%は8時間もないのです。そこまで、本当にサービスを要求しているのかというのを、あるいは、その理由を教えてくださいたいというのが質問です。

以上です。

○三品防衛部員 確かに稼働率99.9は非常に高い数字かと思いますが、省OAのネットワークは、ユーザーが約9,000人いまして、防衛省の内局においては唯一のメールを

したりですとか、ワード、エクセル等の実務を処理するシステムとなっております。今現在はちょっと国会がない状況なのですが、国会があれば、国会議員に対する主意書ですとかそれぞれに対する質問等、本当に非常に重要なシステムとなりまして、メール等も、毎日はもちろん当たり前ですが、結構深夜遅くまで対応しているようなシステムとなります。

そのようなシステムを一応我々も運用しておりますので、皆さんのことを考えまして、毎月99.9の稼働率というのは非常に高いとは思いますが、皆さんの業務のことを考えて、この高い数字を維持しながらシステムを維持していくということ、運用を目指して今現在やっているところです。

○大山専門委員 どうもありがとうございます。それは分かるのですが、99.8にしたら幾ら下がるとかというのは確認しましたか。その辺のところは、関心の範囲外なんでしょうか。

○三品防衛部員 実際99.8で計算等の確認はしておりません。ですが、今現在の実績としまして、99.9以上を稼働率として確保しておりますので、今回の次期システムにつきましても、99.9以上を目標として運用していきたいと考えているところです。

○大山専門委員 分かりますが、多重系にしないではいけなくなる。そのところは、コストの話を含めて考える、この先考えるのであれば、単なる希望だけ言うのではなくて、もっと説得力を持っていただきたいと思います。これはお願いします。

○三品防衛部員 大変参考になりました。今後は、そのことについても十分検討しまして、システム構築に当たりたいと思います。

○関野主査 最初に宮崎先生が質問された役務場所の話ですけど、11ページに書いてある、よく読むと、今まではなかったもので、これはコロナ対策でつけたのだろうと考えられますけど、多分10人ぐらい常駐しているという業務だと思うのです。10名から大体20人の人工ですけど、そうすると、10人が夜働ける場所を確保しなさいと読むのですか。そうすると、かなり業者には大変なことになりますけれども。今まではなくて、ずっと市ヶ谷の事務所と一緒にいましょうというだけだったのですか。

○三品防衛部員 現状におきましても、夜9時以降の役務場所につきましても、2名体制で実施しております。次期役務につきましても、同様に2名体制としておりますので、先ほど御指摘のありました10名というような人数ではございません。

○関野主査 引継ぎ資料に、20人必要で、10人ほど働いていると、どこかの資料にありましたが。

○三品防衛部員 日中、朝8時半から夜9時につきましては、20人ほどの体制で現在実施しており、今後もそのように実施する予定です。

先ほどの繰り返しになりますが、21時以降につきましては、別の場所で役員2名体制になりまして、朝の8時半まで実施するというので、今までと変わらず、次期システムについても運用していく次第です。

ちなみに、現在朝8時半から20名体制で実施している役務場所につきましては、コロナ前は1つの場所で20名ほど集まっていたのですが、今現在は2か所に分かれまして、ソーシャルディスタンスを取りまして、人数を分散して役務に当たっております。

○関野主査 分かりました。88ページに、従来の実施状況に関する情報の開示で、実施に要した人員が書いて、20名、毎年です。出ていたので、これのほかに、夜間の2名というのがいるということですね。88ページの資料のほかに、それに関してはよろしいですね。

○三品防衛部員 はい、そのとおりです。

○関野主査 分かりました。では、ほかの新規の業者が分かるようにしておいたほうがよろしいかなと思いました。夜間の2名というところが。どこかに書いてあるのでしょうか。

○近藤専門官 役務の人数については、基本的には、業者側の提案によるものと考えています。

コロナ対応を踏まえて、適切な人数、あるいは広さを、役務環境を整えていただくということも考えていますので、今回、実績として20名を基準として、基準というか実績数を上げさせていただいておりますが、そこは体制としては業者側の提案によるものというふうに理解しております。

○関野主査 現在は、夜間は2人だというのは書いてないですね。どこかに書いてあるのですか。

○近藤専門官 実績として夜間の人数を記載させていただきます。

○関野主査 ありがとうございます。

○梅木副主査 御説明ありがとうございます。確認なのですが、説明資料のA-7のところ、問合せに関する当日中の対応完了率が、月平均で70%以上というところを、品質を維持するためにというところで規定されていますけれども、これは、現状はどのレベルなのかというのが、どこかにあるのでしょうか。

○近藤専門官 現状におきましても、70%以上確保している状況です。

○梅木副主査 なるほど。このレベルはそんな無理なことではなくて、現状レベルを維持してほしいという、そういう現実可能なレベルであえて設定しているという、そういう理解でよろしいですか。

○近藤専門官 はい、その御理解でよろしいです。

○梅木副主査 分かりました。現状このレベルですというのはどこかに記載されているのでしょうか。

○近藤専門官 そこについての記載は現状していませんので、御指摘を踏まえて、どこかに、従来の実施状況に関する情報の開示辺りに含めて記載したいと思います。

○梅木副主査 ありがとうございます。やはり、新しい業者の方が見るときに、現状どうで、要求されているレベルが対応可能かどうかというときの参考には、現状のデータが必要かなと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

私から以上です。ありがとうございます。

○柏木専門委員 御説明どうもありがとうございました。1点御質問させてください。

防衛省のネットワーク・システムなので、サイバー攻撃などのセキュリティがすごく重要視されると思うのですがけれども、特別に何か強化なさっている点がありましたら、特徴を教えていただければと思います。

○近藤専門官 防衛省のセキュリティについては、サイバー攻撃に対処するための専門の部隊がありまして、ネットワーク監視とかセキュリティ対応については、その部隊にこのシステムも依存して対応してもらっています。

○柏木専門委員 そうしますと、別のシステムで検知をなさっているもので、特段このシステムで強化するという事ではないということですか。

○近藤専門官 その御認識のとおりです。

○柏木専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○事務局 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から、何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 各先生からいろんな御意見をいただきまして、ありがとうございました。関野先生と梅木先生のほうから御指摘いただいた点で、資料に不足している部分がありますので、防衛省で資料の見直していただいて、事務局を通して資料の差し替えをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○佐々木防衛部員 分かりました。

○事務局 以上です。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了ということにしたいと思えます。監理委員会の報告につきましても、私に御一任いただきたいと思えますが、各先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○関野主査 では、今後実施要項の案も、内容追加がございましたら、事務局から各委員にお知らせをいたしまして、適宜、意見交換をさせていただきたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

○佐々木防衛部員 ありがとうございます。

（防衛省退室）

（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所入室）

○事務局 続きまして、情報基盤システムサービスの実施要項（案）について、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総務部研修情報課、齊藤課長より御説明をお願いしたいと思います。

○齊藤課長 特別支援教育総合研究所研修情報課長の齊藤でございます。よろしくお願いたします。

まず、本研究所ですけれども、神奈川県横須賀市の久里浜にございまして、本部単体で存在しております。この本部単体の情報基盤システムサービス、前回の調達ときは電子計算機システム一式ということでございましたけれども、この情報基盤システムサービスの調達についてお諮りするものでございます。私どもの研究所は、先ほど単体と申しましたけれども、その中で、特別支援教育、障害のある子供の教育に関しまして、研究事業や、あと全国の学校の教員を招いて研修事業等々を行っております。基本的に、事務、研究職で構成されておりますけれども、メールやファイル、アプリケーションサービス等々、そういうようなソフトを利用いたしまして事業を実施しているところでございます。

今回のこの調達に当たりましては、クラウドバイデフォルトの方針や働き方改革等に鑑みて、システム全体のクラウド構成を原則としております。現在の電子計算システムを、物品調達からサービス調達へと変更しております。この契約期間ですけれども、現行のシステムが平成28年12月から令和4年11月まで、次期、今回の実施要項に係るもので

ございますけれども、令和4年12月から令和9年11月までの5年間の契約を予定しております。

それでは、実施要項に基づいて御説明させていただきます。

153ページのものでございますけれども、まず、特徴的なところを御説明させていただきます。

153分の5ページでございますけれども、創意工夫の発揮の可能性ということで加えております。本事業を実施するに当たって、請負者の創意工夫を反映して質を向上しているというものでございます。現行のシステムで、私どもが使っている際にもいろいろ改善点等々は考えられましたけれども、請負者のほうからもいろいろ提案していただくというようなことを考えております。

続きまして、153分の8ページでございますけれども、ここに入札全体のスケジュールを記載しております。

スケジュールといたしましては、入札公告、官報公告を令和4年1月上旬に行い、開札、落札者の決定を令和4年の3月下旬に行い、契約締結を行って、令和4年12月からのシステムの運用というふうになります。

また、153分の8ページでございますけれども、110分の100に相当する消費税額についても記載しておりますけれども、消費税率については、入札時の税率に応じて適宜修正するというようなことを記載させていただいております。

続いて、153分の9ページでございますけれども、この入札に当たってですけれども、落札者の決定に当たっては総合評価落札方式を導入する予定でございます。価格点と技術点の配分を1対1ということにしております。総合評価の評点等々は、この資料の後ろのほうに示されております。

続きまして、特徴的なことでございまして、153分の17ページのところで、上から(2)(3)(4)とございますけれども、実施状況等の提出時期ということで、調査報告を総務大臣及び監理委員会に提出するに当たっては監事の意見を聞くものとするというふうにしております。研究所は小さい組織でございまして、この調達自体、仕様策定委員会というものを研究所内に組織いたしまして、その中で検討して決定したものでございますけれども、CIO補佐官等々も兼務している者とかございますので、監事の意見を聞くというふうに入れているところが特徴的なところがございます。

続きまして、153分の20ページ、21ページでございますけれども、これまでの状

況ということでございますが、1番で従来の実施に要した経費というのがございますが、平成28年度の12月からの経費でございますが、平成28年度は少なくなっておりますけれども、平成29年度は2,500万、平成30年度は2,300万、令和元年度は2,100万弱というような形で推移しております。

また、2で従来の実施に要した人員ということでございますけれども、保守運用支援責任者1名、これは非常駐ということでやっておりますけれども、今回の調達においても同じように行います。私どもの組織は、ベンダーに対して運用支援をお願いしておりますけれども、あくまで運用支援で常駐していただいているわけではございません。研究所の情報システムの専門職員を置きまして、その者が責任をもって運用して、その運用支援をベンダー等をお願いしているということでございます。

153分の21ページでございますけれども、4番の④でございますけれども、当研究所が課題に対して請負者に問合せた件数ということが145件、4年間ですけれども、145件の問合せをしたということで、1年当たり40件弱というような、そういう状況になっております。

続いて、要求仕様書案のほうでございますけれども、153分の31ページでございます。

システムの概要ということで記載しておりますけれども、21行目でございますけれども、研究所の職員が利用するものとして100台のシンクライアント端末ということ想定しております。次期に当たりましては、その下に書かれておりますけれども、26行目でございますけれども、早くて軽い簡易的なシンクライアント環境の提供。28行目でございますけれども、クラウドサービスの最大活用、IPAの基本方針に基づいてクラウドサービスを導入しようと考えております。

また、153分の32ページになりますけれども、デジタル化とクラウド化に対応したセキュリティ対策ということで、近年の政府の統一基準群を踏まえたセキュリティ対策を講じる予定でございます。

続いて、153分の39ページでございますが、システム運用・保守に係るサービス内容ということで、SLAを評価する上での前提条件ということを記載しております。

最初、サービスの提供開始から2か月間は調整期間として、3か月目からSLAの遵守の対象とするということにしております。

274行目ですけれども、SLAの規定の範囲外として、当研究所の都合によって障害

復旧をできなかった場合等々を記載しております。

また、279行目ですけれども、SLA項目については、別紙SLA一覧を参照とすることで、これは153分の129ページに手法という形で載せております。研究所内のサービスが提供される時間等々は、24時間365日で、保守・運用サービス期間については、平日の9時から5時というような、それぞれの事項に応じて記載しております。障害対応の復旧時間に関しましても、障害発生連絡から翌平日9時から5時というような形で記載しております。この障害の認知でございますけれども、私どものほうで認知して、落札事業者、ベンダー側のほうに連絡したときからというような、そういうような考え方を取っております。

続いて、153分の84ページでございますけれども、今回セキュリティーの強化ということで、セキュリティー基盤サービスということで記載しております。外部、内部のセキュリティーデバイスを講じていくということで、マルウェア対策やウイルス対策等々を記載しているところでございます。

また、153分の104ページでございますけれども、ファイアウォールに関しまして、ネットワークのセキュリティー関係でございますけれども、ファイアウォールに関して記載しております、1786行目ですけれども、IPアドレス・ポート番号のみの制御でなく、ブラウザ以外のどのようなアプリケーションがファイアウォールを通過するか識別することにより、通信の可視化等々を考えているところでございます。

続いて、153分の116ページから、運用支援サービスということを記載しております。

令和4年12月1日から運用するわけでございますけれども、ベンダーに対して、117ページにかけてですけれども、保守・運用体制の支援の示し方、保守・運用支援の窓口の設置や時間帯等々について記載しているところでございます。

また、153分の118ページでございますけれども、2197、(ウ)のところでは問合せに応じることや、インシデントの対応について協力して問題解決に当たっていただくようなことを書いております。

また、このシステム導入に当たっては、153分の119ページでございますけれども、このシステムの導入に当たってのベンダーからの教育ということで、研修等々をしていただく予定としております。

続いて、リソース運用支援に入るところなのでございますけれども、153分の122ページで

ございますけれども、ソフトウェアの更新、セキュリティーパッチの更新サービス等々を、例えば2334のcですけれども、通常は月の最終水曜日ですけれども、緊急性の高いものについては速やかに対応していただくようなことを記載として入れております。

今回、総合評価方式ということでございますけれども、153分の131ページからでございますけれども、提案書の作成要領というのを作成いたしまして、これに基づいて、業者から提案いただいたものを評価して落札者を決定していただくということでございます。

資料B-4を御覧いただければと思うんですけれども。

平成28年度から現行システムが始まっておりまして、市場化テスト第1期ということでございますけれども、その前の平成24年から平成28年のときの契約状況等の欄でございまして、平成24年のときは、説明会の参加者数が15者、応札者が2者で、予定価格超過1者、予定価格内1者というような結果でございました。市場化テスト第1期ということでございますけれども、説明会に参加者数は9者あったのですけれども、実際に応札した者は1者で、予定価格内1社ということで、現行のベンダーに決まっております。

今回、令和4年度からの市場化テスト第2期の審査対象事業ということでございますけれども、この欄の右下のその上の欄でございまして、資料提供招請を実施いたしまして、応募者から提案資料の提供があったということでございます。個別に担当の業者等々と仕様書作成に当たって意見とかを聞いておりますけれども、今回は複数応札ができるように願っているところでございます。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員の方、御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

○関野主査 御説明ありがとうございます。基本的な考え方として、131ページに書いてありますけれども、クラウドにしたいのかどれにしたいのかというのがよく分からないのですけど、クラウド化でもいい、可能と書いてありますけれども、本音というか、分かりやすくするために、どちらか安いほうが良いとか効率が良いとかという表現のほうが良いのかなと思ったのです。基本的にはどちらにしたいと、クラウド化にしたいということなのではないでしょうか。

○齊藤課長 基本的には、設備の管理等々も含めて、クラウド化にしたいと考えておりま

す。

○関野主査 「も可能とする」という表現が気になったのです。

○齊藤課長 いろいろと検討していく中で、予算面の問題、ちょっとうちのほうの規模が、職員が100人前後で、研修生が来たとしても200名ぐらいで、基本的にはこの100人の規模で回していくということになりますと、クラウド化を検討していく際に、いろいろと予算面で、基本分よりは高くなるのではないかとか、そういうような途中の検討経過がございまして、そういうような表現になってしまいました。

○関野主査 5者から資料提供はあったという話ですけど、5者は全員クラウドだったのですか。

○齊藤課長 クラウド化を進めたいということで、いろいろ話をしている関係で全てクラウド化を前提としてお話をさせていただいております。

○関野主査 分かりました。では、よろしいかと思えます。ありがとうございました。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から、何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 関野先生から御指摘というか少し分かりにくいかなという表現のところはございましたが、予算面等を合わせて現在の書きぶりにしているということと、それから5者からの提案はクラウド化であったかというのに対してはイエスということで、このまま進めてもいいのではないかとこの意向だと思えます。そういう理解をしております。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、本実施要領につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了としたものとして、今後の実施要項の取扱いや監理委員会の報告につきましては私に一任にさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○関野主査 はい、ありがとうございます。今後何か実施要項につきまして変化がございましたら、事務局のほうから各委員のほうに報告していただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

○齊藤課長 ありがとうございました。

(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所退室)

(国立研究開発法人情報通信研究機構入室)

○事務局 続きまして、国立研究開発法人情報通信研究機構の情報システム運用業務の実施要項（案）について、国立研究開発法人情報通信研究機構業務企画部DX企画推進室、岩爪室長より御説明をお願いしたいと思います。

○岩爪室長 情報通信研究機構の岩爪でございます。

それでは、早速でございますが、情報通信研究機構の情報システム運用業務について御説明させていただきます。

前回6月の小委員会の審議でいただいた後、意見招請を実施いたしまして、3者から大きく5つの意見をいただきました。それを踏まえて検討の結果、実施要項（案）への反映変更について行いましたので、まず、それについて御説明させていただきます。

次に、前回の委員会から運用対象のシステムにつきまして、システムの更改、仕様の変更、あるいは組織の体制の変更等もございまして、5点ほど変更がございましたので、それについても御説明いたします。

最後に、前回の小委員会で御指摘いただいた事項についての対応について、大きく3点変更がございますので、それについて最後に説明させていただきます。

まず最初に、意見招請について提出された主な意見とその反映について御説明いたします。

大きく5つあるのですが、まず最初に、実際にいただいた意見を基に採用を反映させていただいた点が2点ございます。

1つは、確保されるべき対象業務の質の明確化についての御意見をいただきました。これについては、仕様書の12ページに修正をいたしました。具体的には、LAN稼働率の責任分界系についてと重大障害の定義について、1者より御意見をいただきました。LAN稼働率につきましては、本件の受注者が速やかな対応を取ったとしても、障害対象であるとか対象システムの補修業者の遅延に伴って受注者の責任にならない部分が発生する可能性がございます。それに伴ってLAN稼働率が下がることを懸念しての質問でございました。

これについて検討の結果、LAN稼働率の大幅な低下は、当機構の業務の大幅な、多大な支障が出る場合がございますので、実際には縮退の運用構成であるとか代替構成により一時的にサービスを復旧することが考えられます。それを踏まえて、LAN稼働率の計算式の反映というのは見送りすることになりました。ただし、天災とか大きな、大規模なシステムの障害、災害でシステムの障害が起きたり、建物インフラ自体に大きな被害を受

けた場合には、復旧が直ちに行えないことが想定されますので、これについては、LANの稼働率の計算から除外することとして、実施要項に反映いたしました。

また、重大障害の事例につきましても、具体的に記載してほしいという御意見がありましたが、これについても主な事例についてを記載させていただきました。

ただし、全ての事例について網羅することは難しいので、これに限らないということで、状況によってそれは個別に判断させていただくということで追記させていただきました。

2点目ですけれども、これは具体的な作業内容、技術要件の明確化についての御意見をいただきました。

具体的には、契約金額の増加の理由に関して、これは26ページに記載がございます。それから、配線施工の範囲に関する問合せ、これは28ページに記載がございます。それから、遠隔支援で受注者が利用する機器システムの要件に関する問合せ、これは51ページ目にちょっと記載がございまして、反映しております。それから、プログラミングの指導、これは56ページに記載がございまして、修正をしております。それから、運用開始までの技術提案についての明確化、これは56ページに記載がございます。それから、システム構築・改修の支援業務の内容の明確化が85ページに記載しております。最後に、端末の管理とそのアップデート作業、これについては128ページに記載がございます。

これらについて2者より意見をいただきまして、それぞれ検討の結果、要件の明確化、それから新規参入への配慮等を踏まえて、既存の実施者が有利なような記載の部分に関しては修正を行い追記をいたしました。

以上、2点が意見招請を踏まえて修正させていただいた点でございます。

次に、意見をいただきましたけれども、仕様書への反映は、見送った点、3点ございますので、御説明いたします。

1つ目は、セキュリティのサービス業務に関してですけれども、実際セキュリティのネットワークの診断作業に使う診断ツールというのを提供するというふうに記載しておりますけれども、具体的な製品名等の提示を求められました。これに関しては、昨今いろいろセキュリティの事情で、セキュリティの観点からあまりその製品名を明らかにするのは適切ではないということで、仕様書上は非公開としました。ただし、資料の閲覧会では開示させていただくということにさせていただき、仕様書への記載は見送りさせていただきました。

続きまして、損害賠償の上限についての御意見をいただきました。これは23ページに

記載がございます。これは受注者の故意や過失によって損害賠償や契約解除に伴う違約金が発生する可能性がございますが、その上限設定はないのかという質問がございました。これについては、受注者の想定するリスクの上限を設定することで、応札増や受注者、受注額の低減につながる可能性がございます。実際に当機構の作業内容としては、契約額を上限に設定した事例というのは過去にもあるのですけれども、ここの辺り、契約担当とも相談しまして、実際例を確認したのですけれども、機器の技術問合せの対応業務であるとか、リスクが非常に低いと思われる業務に関しては上限を設定した事例があったのですけれども、今回のような大規模な保守に関しては、当機構としてもリスクを見込む必要があるため、上限は設定しないということで、今回採用は見送りさせていただきました。

3点目、システムの提案についての御意見です。これは、仕様書の記載に対して、システムの構成情報であるとかセキュリティの情報を自動的に収集連携するようなシステムは、実際の業務の品質向上とかミス低減につながるということで、そういうシステムを新規に導入すべきではないかという御意見を頂戴しました。これについては、確かにシステムを導入することで得られる効果というのが期待される部分もあるのですけれども、実際には既存のシステムと連携して実施する必要があるので、技術的な検討が必要であったり、今回の業務の範囲の中で、そういう特定のシステムを調達するということは、応札者の減少とか受注額の増加を招く可能性があるということで、記載は見送りさせていただきました。ただし、このような、業務の効率化につながる自動化であるとかシステムの連携というのは、今後DXを推進するに当たりましても重要な課題になっていると認識しておりますので、本業務とはちょっと独立に、検討は私どもでもしていきたいと考えております。また、応札業者の提案の中にそのような提案が含まれていた場合には、総合評価の中で加点する方向で、一応記載はしております。これは178ページに記載がございます。

続きまして、運用システムの変更に伴う修正、あるいは組織の変更整備に伴う修正が5か所ございますので、それについて御説明いたします。

まず、個別システムの運用ですけれども、101ページに記載がございます会計システム、こちらにつきましては、実は次期システムの構築・運用業務に関する入開札が実施されまして、現行のオンプレミス型のシステムからクラウド型、SaaS型のシステムに移行することが決定いたしました。現在、その調達を実際に進めているところなのですけれども、大きくその方式が変わりますので、運用対象や作業内容にも変更があるので、記載を変更いたしました。

実際の具体的な工数の影響については、まだ完全に、今まさに詳細設計を進めているところですので不透明な部分もありますけれども、業務自体に大きく、現場の業務自体には大きく変更はないと考えていますので、作業量としては、データとしては、サーバの運用部分の監視等がなくなるので、そこに関しては作業量が減少するのでないかと考えております。

2つ目、成果管理システム、成果管理公開システムについても変更がございました。これ、122ページに記載がございます。こちら、次期システムをオンプレミス型で継続して新規に導入するというのを予定しているのですけれども、具体的なちょっと仕様については、まだ不透明な部分がございます。これについては、オンプレミスの構成自体は継続になりますので、業務の内容も大きく変わらないことが想定されますので、作業量としてはほぼ増減はなしと考えております。

3点目、人事管理システムについて、これ、128ページに記載がございます。こちらは、当初オンプレミス型の調達を予定しておりましたけれども、やはりこれもDX等の流れの中で再度仕様の再検討を行いまして、クラウド型への方針転換をすることになりました。現在、その辺りの調達の準備を進めているのですけれども、クラウド型への方針転換が見込めますので、その辺りの記載も変更いたしました。クラウド型になることによりまして、やはり会計システム同様にオンプレミスサーバの監視等の業務が不要になりますので、この部分に関しては当初の想定より作業量が減少することが考えられます。

4点目、ここからはシステムの変更ではなく拠点の変更、拠点におけるシステム運用の、ちょっと在り方の変更がございまして、1点目は154ページに記載がございますユニバーサルコミュニケーション研究所、けいはんなでございましてけれども、こちらの運用の方針が変わりましたので、記載に変更がございました。具体的には、これまで常駐でセキュリティの監視、維持管理を行っていたのですけれども、今後は、本部主体の事務PC及び無線LANの現地側の担当として業務をシフトして、リモートで基本的に作業すると。必要なときのときのみ現地作業するという形に、方針を現地と相談の上、変更いたしました。

これによって、現地の常駐、現地作業の必要性が下がりますので、また作業員のスキルも、従来のセキュリティ監視の業務が除外となりますので、総トータルとしての費用は減少になることが想定されております。

最後に5点目ですけれども、横須賀のワイヤレス研究センター、こちらは今年度からBeyond 5Gの研究開発拠点の1つになっておりまして、それに伴って様々な調達、人

員の増加が見込めると。従来は、月に1日ということに、サービス提供日数になっていたのですけれども、それを4日に増やすことになりました。

また、老朽化したネットワークの構成を現状調査して、またユーザのサポートの業務も増えるということが想定されますので、それについての記載を追加させていただきました。トータルで、やはりサービスの提供日数と業務増が想定されますので、必要な費用に関しては、このワイヤレスについては増加を想定しております。

最後に、前回の小委員会で御指摘いただいた事項について対応させていただいた点、3点御説明させていただきます。

まず、コンサルティングという言葉が非常に広い概念でございますので、また、特定の、現契約の業者に有利になるようなことになるのではないかという御指摘もいただきましたので、文言を運用課題整理検討改善という形に変更させていただきました。また、あくまでも検討改善につきましても、当機構が主体になって実施するものを支援するという形に変更させてきました。また、セキュリティ、サーバ、ネットワークの各運用に関する課題と対策の提示作業については、掲示期間を運用開始時というふうに書いておりましたけれども、引継ぎ期間2か月の間だけではやはり新規受注者が不利になるのではと考えまして、運用開始後3か月とさせてきました。引継ぎ期間も含めると5か月の期間を設けて、長めに設定させていただきました。この辺りの記載は、仕様書の56ページ、62ページ、71ページの辺りに反映させていただいております。

続きまして、セキュリティの要件ですが、この辺りは、164ページ、それから177ページ、178ページの評価基準表に関連するものでございます。

ここは、実際の応札の必須要件にはなかったのですけれども、セキュリティ体制を満たせないためということで応札を見送ったと思われる事例が考えられるため、その対処のために164ページの仕様書のところのセキュリティの要件を全面的に書き直しいたしました。

また、177ページ、178ページの評価基準表についても、項目の整理を行いまして、必須要件であるというふうな誤解を受けないような記載に配慮いたしました。

3点目としては、民間の創意工夫が取り入れられるような工夫をとということを御意見として頂戴しておりましたけれども、それについては、169ページの駐在分類のところ少し反映させていただきました。具体的には、やはり常駐を緩和していくということで、それに伴って遠隔を取り入れる提案を可としていますけれども、物品の管理やハードウェア

アの障害時の対応、それから物理的に現地での対応が必要なものが幾つか存在いたします。新規参入の者にとって、既存受注者に比べてやはり現地の常駐、遠隔、いずれも実施すべきかの判断を悩む部分があるのではないかと想定されます。現時点での各サービスの提供に当たりまして、現地での作業が発出する可能性があるものと、それから、その作業の分類について、当機構が恐らくこういうものは現地作業が発生するのではないかという表を作成いたしまして、仕様書の別紙2に添付させていただきました。ただ、これはあくまでも参考資料ですので、当機構で実際に現地作業が必要と考えていても、各業者の判断で遠隔で対応可能な場合もあると思いますので、その辺りの提案も可能という旨を記載しております。この辺りは、各業者の創意工夫を取り入れるような形で配慮させていただきました。

最後になりますけれども、実施要項上は記載しておりませんが、従来行っていなかった意見招請期間中の仕様書説明会を実施いたしました。これに対しては、2者の参加をいただきまして、40分ほど時間をかけまして、この調達仕様書のサービスの内容についての詳細な説明を実施したところでございます。

以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について御質問、御意見のある委員の方は御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

○関野主査 御説明ありがとうございます。6月から、かなり改善されて、直していただきまして、短い時間でありありがとうございました。

先ほど御説明あったのがC-6の資料に、民間からの意見回答ですけど、例えば7ページにあるんですけど、サポートデスクのサービスとかセキュリティの話もそうですけど、例えば、23項目、サポートデスク運用サービスとかで、従来のメールや電話だけでなく、ポータルサイトやチャットボットの活用が望ましいですという、システムの御提案として承りましたという回答ですけど、ここに、現在チャットボット導入検討中と書いてありますが、運用開始までには決定するとか、そういう回答はできないのかなと。業者側が受け取る感じが悪いかなと思ったんですけど、そんなことはないのでしょうか。

○岩爪室長 実は、このチャットボットにつきましても、まさに今DXの枠組みの中で導入の検討が進んでいる状況になっております。この辺りも、早ければ来年度に導入できるのではないかという形で進めているので、この契約の実際の進む中で、またそういう情報は御提供できるのではないかと考えています。ちょっと今回の使用範囲までには、まだち

よつと、ちょうど意見招請期間中はまだそれが検討中の状況でしたので、ちょっとそこま
で明確に申し上げられなかったというのが状況としてございますが、今まさにそれを具体
化するところまで進みつつありますので、それが決まれば、ちょっともう少し具体名を挙
げて御説明できるのではないかと考えております。

○小尾副主査 よろしいでしょうか。

○岩爪室長 お願いいたします。

○小尾副主査 もしかしたら意図が擦れ違っているような気もするのですが、恐らく、
質問サイドとしては、いわゆる今回のサポートデスクの運用業務について、利用者から、
実際にそれを行う事業者に対して、質問とか障害に対する受付というのが、従来は電話と
かメールで来ていた。それを、この事業者が用意する例えばポータルサイトであったり、
チャットボットで置き換えることはどうでしょうという質問のように見えるのですが、今
の御回答だと、いわゆる一般利用者とか、そういう違う目的で、NICTが用意しようと
しているチャットボットのように聞こえるのです。これは少し擦れ違ってないでしょ
うか。

○岡本無期研究技術員 この意見の提出者がここで指しているサポートデスクというかチャ
ットボットと、我々が想定しているチャットボットというのは、いずれもNICTの中
でこのシステムを利用するユーザ向けのフロントというか受付というところについては、
意見というか認識は一致しているとは考えております。

○小尾副主査 そういことですか。では、NICTとしては、このサポート業務とは別
に、何らかの業務についての問合せが、NICT内部のいろんな業務を回すためのチャ
ットボットを用意しようとしているという、そういう位置づけなのですか。

○岡本無期研究技術員 サポートデスクの業務に利用するチャットボットのインフラの部
分というか、そのシステムですね、そこをNICTとして導入して、実際にこの業務のサ
ポートデスクの業務に活用してもらおうというような、そういうのを想定しております。

○小尾副主査 なるほど、分かりました。そういうことについては、説明会とかもあるの
であれば、そういうところで丁寧に説明しないと、恐らく、受けるほうは、こういうのが
使えるようになるのだなということを認識した上で提案を書いてくる可能性があります
ので、そこはお願いしたいと思います。

○岩爪室長 承知いたしました。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から何か確認すべきことがありましたらお願いします。

○事務局 御指摘いろいろありがとうございました。いただいた御指摘は、サポートデスクについて、チャットボット等についての説明の仕方、今後の説明会等での説明の仕方に関する御指摘と承りましたので、特段、実施要項（案）そのものの記載を修正するということではないというふうに理解しております。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○小尾副主査 はい。

○岩爪室長 今後は説明会のほうで、誤解がないように丁寧に説明等はさせたいと思います。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、本実施要項につきましても、本日をもって小委員会での審議は終了したものと、今後の実施要項の取扱いや監理委員会の報告につきましては、私に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○関野主査 ありがとうございます。では、今後、実施要項の内容等に何か疑義が生じた場合につきましては、事務局から各委員にお知らせをして、適宜意見交換をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○岩爪室長 ありがとうございます。

（国立研究開発法人情報通信研究機構退室）

（独立行政法人日本学術振興会入室）

○事務局 続きまして、業務基盤システム更新・保守業務の実施状況について、独立行政法人日本学術振興会経営企画部情報企画課、田保橋課長より御説明をお願いしたいと思います。

○田保橋課長 日本学術振興会経営企画部情報企画課長の田保橋と申します。本日はよろしくをお願いいたします。

日本学術振興会の業務基盤システム更新・保守業務について御説明をさせていただきます。

各実施状況報告の説明に入る前に、システムの全体像を御説明いたします。お手元資料D-2を御覧ください。

右側の概要図を御覧ください。

振興会事務所内に設置している機器と、外部データセンターに設置している既存システムを構成しています。この構成は、前回のシステムと同様で、内容も仮想デスクトップを利用したシンクライアントシステムとなっています。

左側の業務規模ですけれども、契約期間が平成30年2月1日からの5年間となっております。ユーザー数は320名を想定したシステムです。契約金額は約5億5,540万円となっております。調達内容といたしましては、前回のシステムに機能追加を行ったものを調達しております。機能追加の内容といたしましては、ここに(1)から(3)までございますけれども、標的型攻撃対策、ネットワーク分離となります。標的型攻撃対策は、主にサンドボックス型の仮想アプライアンス製品で、インターネットとの振興会との間の通信を監視する構成としております。ネットワーク分離については、一般的なインターネットアクセス用の端末環境と、業務データアクセス用の端末環境を分けて構成する機能を追加しています。また、調達内容には、これまで別途調達をしていた外部監視と、それから回線費用を追加しております。

以上が、システムの概要となります。

次に、資料のD-3を御覧ください。

契約状況等の推移について御説明させていただきます。新規対象事業として入札を行う際に、競争参加資格を前回のAのみから、今回、AまたはBの等級に緩和しております。応札者は2者、それから仕様書の取得者は10者ということになります。

続いて、資料4に移ります。

まず、実施状況報告、御覧いただけますでしょうか。

まず、1ページの1の(5)、ここに記載しておりますとおり、2者から応札があり、競争性は確保されていると判断してございます。

次に、2ページの確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価、この表についてですが、確保されるべき質に係る目標は全て達成しております。

それから、次のページ、3ページに移ります。

3ページの3の(3)に記載しておりますとおり、実施経費につきましては、従来経費と単純比較した場合には約1億7,200万円の増額となっておりますけれども、従来事業から新しく追加した機能を除外して比較すると、1,520万4,000円の経費削減、これは約4%となっております。従来事業の対象ユーザー数は、309名だったところ、本事業では320名で約3.6%増となっております。費用の差とユーザー数の差を相乗

的に考慮して、今回、経費削減効果が見られたと判断をしております。

同じページの4の受託業事業者からの改善提案による改善実施事項等ですが、(1)から(3)のとおり、受託業者からの複数の運用改善提案が提示され、実施しております。

1ページめくっていただいて、4ページの5の全体的な評価になります。

(1)の法令違反行為等の有無につきましては、本事業の実施期間中に受託事業者であるネットワンシステムズが業務改善指示等を受けた事実、また、業務に係る法令違反行為を行った事実はございませんでした。

(2)の実施状況の確認につきましては、振興会では、本事業に関して委員会などは設けていないのですが、外部への業務委託を行っておりますCIO補佐官、及び外部有識者のアドバイザーから、情報システムや機器、役務等の調達に関してチェックを受け体制を従来から整えておりますので、本事業に関しても、情報部門と連携して、外部有識者等で確認を行っております。

(3)の競争性の確保ですが、調達仕様書では、特定のサービスや機器を限定しないように作成しております。入札においても2者からの応札があり、競争性は確保されております。

(4)の質に係る目標は全て達成しております。

(5)の経費削減効果は、3の(3)のとおり、市場化テスト導入前後の経費の差とユーザー数の増加を考慮して、経費削減効果があったと評価をしております。

ちょっと早口で申し訳ありません。

以上のとおり、本事業につきましては、総合的に判断をしまして、良好な実施結果が得られていることから、次期業務におきましては、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針に基づいて、終了プロセスへ移行した上で、引き続きサービスの質の維持と経費削減を図っていくこととしたいと思っております。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案について、総務省より説明いたします。

○事務局 それでは、日本学術振興会業務基盤システム更新・保守業務の評価案について御説明いたします。

資料のD-1を御覧ください。

まずは事業概要でございますが、ただいま日本学術振興会から説明がございましたので

割愛させていただきます。こちら、1期目となる今期は2者応札となっております。

続きまして、評価の概要ですが、結論から申し上げますと、終了が適当であると整理しております。サービスの質の確保、競争性の確保及び経費の削減という点において、市場化テストの効果があつたと認められるためです。

1ページめくっていただきまして、2ページと3ページですが、こちら、質の確保について記載をしております。確保されるべき質の水準について、質の水準について達成されていると評価をしております。さらに、民間事業者からの改善提案も行われており、運用の効率化を図られていると言えます。

続きまして、3ページ、実施経費についてですが、こちら、従来経費と比較して45%増加となっておりますが、標的型攻撃対策等の機能追加分を控除して、従来経費と実施経費を比較しますと4%の削減を達成していると言えます。

最後、4ページ、5ページを見ていただき、評価のまとめでございますが、質の確保、経費の削減、競争性の確保という点でいずれも効果があつたと評価できるため、終了とさせていただきます。

今後の方針ですが、本事業においては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」のⅡ.1.(1)の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもって市場がテストを終了することが適当であると考えられます。

市場化テスト終了後の事業実施については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、独立行政法人日本学術振興会が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいとします。

○事務局 それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び評価について、御質問、御意見のある委員の方は御発言をお願いいたします。

○宮崎専門委員 御説明ありがとうございます。資料D-3を見ましても、また御説明いただいた中にもありますように、確かに2者応札があつて競争性が確保されたという見方もあろうかとは思いますが、他方で、予定価格内であるものは引き続き従来からの継続している事業者1者ということだと思しますので、一般プロセスに移行しても、引き続き、結局予定価格内の事業者が1者しかいないのではないかという懸念もございます。そういう意味では、こうするにしても、引き続き競争性確保がやはり課題ではないかと思ってお

ります。

ですので、この説明会に参加された者10者ですとか、予定価格超過された1者ですとか、アンケートなりヒアリングをよくしていただいて、どういったところが競争性改善に向けて今後課題なのかというのはよく把握していただいて取り組んでいただければと思います。それが1点です。

それから、資料4の御説明資料の中にありますが、機能追加費というものを除外すると経費削減効果があったという御説明なのですが、標的型攻撃対策費、ネットワーク分離作業費、外部監査と回線費というのを除外すると、従前の市場化テスト前の実施前の契約水準と業務量がイコールであるというところが、この資料だけから私は内容としてよく理解できないのですが、例えばネットワーク分離というのは、この標的型攻撃対策機能を追加したことによりなぜ増えたのかとか、外部監視と回線費というのは、市場化テスト前は外部監視とか回線費が発生していなかったのかとか、にわかには内容が理解しがたいところなのですが、もう少し丁寧に説明いただけるとありがたいです。

○田保橋課長 ありがとうございます。御質問ありがとうございました。

1つ目の競争性の確保につきましては、引き続き御指摘いただいた内容を踏まえて進めていきたいと思っております。

○並木室長 情報システム室の並木です。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、標的型攻撃対策についてですけれども、具体的な内容につきましては、物理アプライアンスのネットワーク機器となっております、ウェブゲートウェイやメールゲートウェイと連携した一元管理や、サウンドボックス型の製品を入れて効率化を図っております。

続いてネットワークの分離作業ということについてなんですけれども、こちらにつきましては、ふだん業務データを扱うVDIとは別に、ウェブブラウジングやウェブメールを参照する端末を物理的に分離したネットワーク環境を用意させていただいて、そうすることによってセキュリティーの担保を図っております。

最後、外部監視に関してなんですけれども、こちらにつきましては、本事業のシステムを外部からリモート監視を行うサービスになっておりまして、障害時の対応の調整や部品交換の手配を、ユーザーに代わって、外部の各ベンダーと調整連絡を行ってもらうような形になっております。

また、後方支援としまして、技術者と連携して、障害の解析なども担当していただくこ

とによって効率化を図っております。

○宮崎専門委員 ありがとうございます。ですから、この業務、基盤システムの保守業務ではなくて更新及び保守業務になっておりますから、更新の部分で機能追加したものの作業費等が、従前の契約より保守業務だけより増えているものがあつたので、そこは抜き出しましたということと、それからセキュリティーの監視を24時間とか外部監視に増やしたことによって、回線とか外部監視業務が従前より増加したものは、比較のベースをそろえるために調整されたというふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○田保橋課長 はい、そのとおりでございます。

○宮崎専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から、何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 説明会参加者ですとか応札して下さった業者によくヒアリングして、より競争性の確保に努めていただくということで日本学術振興会にはお願いをして、終了という形にさせていただきたいと思えます。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえまして、事業を終了する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。本日ありがとうございました。

○田保橋課長 どうもありがとうございました。

(独立行政法人日本学術振興会退室)

(警察庁入室)

○事務局 続きまして、警察庁の事前旅客情報、外国人個人識別情報システム用プログラム開発及び保守業務の実施要項変更について、警察庁情報通信局情報管理課、川畑課長より御説明をお願いしたいと思います。

○川畑課長 警察庁情報管理課の川畑と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、事前旅客情報、外国人識別情報システム用プログラムの開発及び保守業務の実施要項の変更について御説明をいたします。

まず、お配りしております資料でありますけれども、資料5-1が変更についての説明資料で、資料5-2が変更点を見え消し表記した実施要項の変更案であります。なお、要項の別添4、従来の実施状況に関する情報の開示につきましては、変更がないため、資料には添付しておりません。最後に、資料Eが補足説明用資料となります。

それでは、お手元の資料に従って御説明いたします。

まず、資料5-1を御覧ください。

1の事業の概要につきましては、資料記載のとおりであります。

続いて、2、実施要項の変更に至る経緯であります。本事業につきましては、本年、令和3年2月19日の第612回入札監理小委員会にて、実施要項の変更につきまして御審議をいただき、2月25日に官民競争入札等監理委員会にて議了とされたところであります。その後、3月24日から入札公告を行いまして6月23日に開札したところ、予定価格を超過したため再入札を行いました。しかし、再び予定価格を超過したことから、当該入札参加者と協議を実施しましたが、折り合いがつかず不調となったというものであります。

再度公告入札を実施するに当たっては、開発期間の確保といったことにつきましても考慮し、3、実施要項の変更点のとおり、プログラム開発の運用開始予定日を5か月後に変更、それに伴いプログラム保守の開始時期を変更するというものであります。なお、再度公告入札の手続につきましては、官民競争入札等監理委員会で御了承いただいた後、可能な限り速やかに実施したいというふうに考えております。

続いて、資料Eを御覧ください。

3、予算が不足した理由ですけれども、予算要求時の想定よりもプログラム開発工数が増加し、予算が不足したものと考えております。これは、令和2年度における予算要求の見積り取得時には、開発したプログラムを動かす警察庁の共通基盤システムというものは入札公告中で、まだ契約しておりませんでした。その後、本システムの入札手続中に共通基盤システムの利用ガイドラインが策定され、データベースをはじめ、稼働環境や利用条件が明確になりました。このことに伴って、既存プログラムの活用ではなく、新規開発の面が強くなるなどして、プログラム開発の工数が増加したものというふうに考えております。

続きまして、4の再度公告入札に向けての対応の検討であります。まず、本システムは水際におけます取締りの徹底を図ることを目的としたもので、現在運用中のシステムであります。現在の機能が1つでも実現できなくなれば、言わば国の水際対策に穴が空くということになってしまうため、機能等を削除・削減することはできません。このことから、機能等を削除・削減し、プログラム開発期間の短縮や費用を削減するということはできませんでした。このため、当初2か年度であったプログラム開発期間を、令和5年度を含め

た3か年度に変更することにいたしました。加えて、プログラム開発において不足する予算は、令和5年度に新たに予算措置をするということにしております。

続きまして、5、再度公告入札の対応です。まず、競争性改善の観点であります。開発したプログラムの搭載先であります警察庁の共通基盤システムにおける開発方針を明確に伝えるため、閲覧可能な資料として、共通基盤システムの利用ガイドラインを、資料5-2の75ページに追加しております。今回のプログラム開発は、既存プログラムの流用ではなく、新規開発の面が強いものであります。このため、単純に既存業者が有利ということにはならないというふうに考えております。そして、新規開発の面が強いということについて幅広く周知していくため、入札公告時の実施要項のダウンロード業者だけではなく、前回調達時の資料提供招請、意見招請時も含めた参加業者への積極的な声かけ、説明も行います。また、入札公告期間中の質問にあっても、従来どおりですけれども、質問があった業者だけではなく、全ての入札業者に対して回答するなど、できる限り競争性、公平性を確保してまいりたいというふうに考えております。

次に、6、再度公告入札による事業期間の変更ですけれども、再度広告入札に当たり、プログラムの開発期間の確保についても考慮し、プログラム開発を令和3年12月から令和5年7月に、プログラム保守を令和5年8月から令和9年2月に変更しております。なお、プログラム開発は予算の都合上、令和3、4年度分と5年度分に契約を分けることとなりました。そして、令和5年度分は別途契約するというようにしております。このため、令和3年度から4年度分のプログラム開発に係ります契約期間や作業対象範囲等につきましては、本資料にも参考として案を添付しておりますけれども、特記仕様書に記載し、入札公告時に交付することとしております。また、今回のプログラム開発につきましては、契約を2つに分けることとなりますけれども、本事業の評価時には、2つの契約を併せて事業全体としての評価を行い、報告いたします。

説明については、以上であります。

○事務局 ありがとうございました。

ただいま御説明いただきましたが、御質問等ございましたら御発言をお願いいたします。

○大山専門委員 説明ありがとうございます。私が知っている限り、こういうので苦勞をしているのは見たことがないのですが、大変でしょうが、ぜひそこは頑張ってくださいとまず申し上げた上で、質問なのですが、全体の工数、期間、いろんな制約から今回の結果になったと思いますけど、総工数は何人月ぐらいだったのですか。5か月の工期短

縮はできないというのを、どのように、何を根拠に判断なさったのか教えていただけますでしょうか。

○川畑課長 具体的な工数は、手元に持ち合わせておりませんので、今お答えはできません。

期間を短縮できないのかということでありまして、設計、製造、その後の試験という通常のプロセスをやっていくと、やっぱりある程度の期間というのはどうしても必要で、そこを短縮していくと品質のほうにも影響があるというふうに考えております。

従いまして、工数として必要な期間を確保するというのを今回我々は選択したものであります。

○大山専門委員 それは分かるのですが、一般的に似たようなシステムの、例えばJ U A Sがやっている標準工期とかあります。J U A Sが出している標準工期みたいなのが出ていると思うのです。ほかのシステム会社で出ている例です。それと比べてどうだったのかというのが最初にあって、これ以上短縮は無理と言っているのか、その辺を知りたかったのです。似たようなシステムのほかの例、ベンチマークで見えていますかということですか。

○米田課長補佐 ベンチマーク等についてなんですけれども、警察庁といたしましては、警察庁で行っています他のシステム等との比較をしており、基本的に他のシステムと比べても同じような開発期間となっていますので、これ以上の短縮は難しいと判断した次第でございます。

○大山専門委員 そう判断しただけだから、ほかでできているかもしれないということに対することは考慮してないということでしょうか。うちはこうしましたという回答です。別に、今回の方法で、得るものと失うものから見たときに、失うものがなければ構わないのです。一番怖いのは、後のほうの契約で、そこだけで値段が上がることはないのか。人月単価が上がることはないのか。その辺のところはどう対応したのですかというのが、一応お答えがあったと理解しましたが、一緒にして考えるということなのですか。

○川畑課長 要は、後に随契にしたときに、いたずらに高い金額になってしまうのはいかということの御懸念ということでしょうか。

○大山専門委員 人月単価は、入札時というのは、当然企業努力で下げてくるのがあって、その後は、通常の公示している価格になる場合があるので、そういう事例出ているのです。なので、それに対して今回は違うことにならないですかということをお聞きしています。

○川畑課長 今、完全に決定しているわけではないですが、大山先生が御指摘のようなことについて確実な対応をするため、入札説明書を足場にした形で、令和5年度の上限を抑える規定を置くこと、具体的には入札金額に対する上限比率を示すということを考えており、それについては今調整をしているところであります。

○大山専門委員 この先、政府調達が非常に重要なので、ぜひ、どういうふうになったかというのを教えていただけるとありがたいと思います。

○川畑課長 ありがとうございます。先生の御指摘の懸念のような状況にならないように、私どもいろいろ工夫してやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○宮崎専門委員 私も全く同じ点を実は読んでいて思ったところでごさいます、開発の期間が伸びた結果、令和5年4月以降、あと上限を超えている関係で、予算確保の関係から、令和5年4月以降にテスト部分の業務を切り離して別契約にされるという内容の特記仕様に変更されているというふうに理解いたしました。

やはり幾つか課題があって、総合評価入札をする際の価格点に、受入れテスト業務移行の価格が反映されないという点が端的にあって、極端な例でいくと、総額が例えば10億円の業務だと予定している場合に、入札価格は1億円にして随意契約の額を9億円にしてくるとか、そういったものをどうやって解決してきちんとした総合評価を実施するのかとか、そういう課題があるかと思っております。

ですから、今おっしゃったように、上限を設けるとか、あるいはその後の随意契約額の金額は、価格点に入れないにしても、技術点というか総合評価の加点項目に入れるのか。あるいは、そこの部分も含めて入札の金額に入れつつも、令和5年4月以降の契約に関してはこの業務以外の別契約として締結するものとするというふうに、契約だけは令和5年4月以降別契約になりますよという仕様にしておくとか、総額で総合評価ができるという担保を何か仕掛けとして、この仕様書上も確保しておかないと、大山先生おっしゃっているように、非常に競争入札の段階だけは価格を下げて、随契で非常に跳ね上げてくるというところを防ぐ必要があるのではないかというふうに認識しております。

○川畑課長 今委員の言われていることというのは我々も承知をしております、先ほどの若干繰り返しになりますけれども、我々複数年度の契約を実施する場合には、事前に入札額に対して、毎年、この年度は何%、この年度は何%という比率を提示しております。先ほど申しましたとおり、今回も確実に対応するため、入札説明書をベースに同じように比率を記載して、条件を示そうというふうに考えております。

ですので、そこで、最初のところはすごく安い金額にして、あとはすごく高い金額になるということがないように上限を抑えるというような仕組みを考え、検討、調整しているところでもあります。

ですので、委員の言われるような懸念というのは我々も承知をしておりますので、そういうことにならないように対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○宮崎専門委員 承知いたしました。その内容が、説明書でいいのか、入札の仕様書というか実施要項にしっかり書くべきなのかというところは、検討いただければと思います。

○川畑課長 分かりました。会計サイドと、その辺も含めて検討して、適切な対応となるようにしてまいります。よろしくお願いいたします。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から、何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 御審議ありがとうございました。令和5年度の上限比率を示す等につきまして、入札説明書にするか仕様書にするか、警察庁のほうで検討していただいて、その結果を委員の皆様へ御報告するというところで、大山先生、よろしいでしょうか。

○大山専門委員 結構です。

○事務局 宮崎先生もよろしいでしょうか。

○宮崎専門委員 はい、結構です。

○事務局 ありがとうございます。それでは、警察庁の方、よろしくお願いいたします。

○大山専門委員 警察庁としては、工期を短くすると品質を確保するのが難しくなると、そう思っているのですが、短くするのは選択しなかったと、そういう回答でいいですね。方法は、工数を減らすか期間を短くするかしかなないので、警察庁が取った工法の合理性を明確にするには、今言った話のほうですっきりするかなと思うので確認しています。

○川畑課長 我々としては相当の規模の作業量を見込んでおります。そういうことから、工期を短縮するというのは現実的には難しいというふうに考えております。また、そこを無理して詰めるということは、品質にも影響が出るというふうに考えているところでもあります。

○大山専門委員 工期を短縮すると品質が下がる危険性があるので、警察庁は工期短縮はしないと、そういうことでいいですか。

○川畑課長 はい。そこは無理をしないということですよ。

○大山専門委員 分かりました。

○事務局 よろしいでしょうか。

それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 先ほどの上限比率とか工期の問題につきましても、最終的にはもう一度報告していただくことで、大山先生、それで良いですか。

○大山専門委員 変更はしないという考え方でしょうから、結果を聞かせていただければと思います。

○関野主査 分かりました。それでは、本件につきましては、委員会としては異存なしということで、結果の報告をお願いしたいと思います。本日はありがとうございました。

○川畑課長 ありがとうございました。

(警察庁退室)

— 了 —